

令和7年度 名古屋市技能功労者表彰募集要領

1 目的

この表彰は、永く同一の職業に従事し、功労顕著な主として中小企業に働く技能者（以下「技能者」という。）をたたえることによって、技能者の社会的、経済的地位および技術水準の維持、向上を図ることを目的とします。

2 表彰職種

技能者表彰規程（昭和42年労働省告示第38号）第6条に基づき、厚生労働省人材開発統括官が定める技能者表彰実施要領の別表「職業部門、職業分類及び職種（例示）」に定める職業部門、職業分類及び職種のいずれかに該当する方とします。

3 被表彰者数

150名以内

4 表彰基準

名古屋市内にお住まいの主として中小企業で働く技能者で次の全てに該当する方とします。

- (1) 表彰時点において、技能者として経験年数30年以上、年齢60歳以上の方
- (2) 優れた技能を有し、他の技能者の模範と認められる方
- (3) 表彰時点において、その職業に従事する方
- (4) 過去に名古屋市長から当該表彰を受けていない方
- (5) 拘禁刑（※）以上の刑に処せられた方でないこと、また道路交通法違反により人身に傷害を与え、行政処分（免許取消、停止等）を受けた方は、当該処分を受けた日から5年を経過していること

※令和7年5月31日までの間は、禁固刑が拘禁刑に当たります。

5 被表彰候補者の推薦

前記の表彰基準に該当する被表彰候補者について、次により市長に推薦してください。

(1) 推薦者

① 団体推薦

中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）により設立された法人及びこれに準ずる団体のうち、名古屋市技能功労者表彰の推薦団体として登録を受けた団体の代表者

② 個人推薦

推薦団体に所属しない法人等で働く技能者である場合、被表彰候補者の技能の程度や模範性を熟知する関係者等（被表彰候補者ご本人が推薦者になることはできません。）

(2) 提出書類

名古屋市技能功労者被表彰候補者推薦調書（団体推薦の場合は様式第1号、個人推薦の場合は様式第2号）及び「住民票記載事項証明書」（本籍及び続柄、個人番号を省略したもの）

(3) 推薦期間

令和7年5月1日（木）から7月18日（金）（必着）

下記提出先に郵送又は持参してください。

持参される場合は、事前に電話又はメールにてご連絡ください。

なお、提出書類のうち、名古屋市技能功労者被表彰候補者推薦調書は電子メールでの提出も可能です。

6 被表彰者の選定

表彰を受ける方は、前記の推薦を受けた者のうちから市長が選定します。

（個人推薦を受けられた被表彰候補者については、本市担当者が勤務先を訪問の上、お仕事の様子を見学させていただくとともにご本人や雇用主等からも聴き取りを行います。）

7 表彰式の実施（予定）

(1) 日時 令和7年11月23日（日・祝）「勤労感謝の日」 正午から

(2) 場所 岡谷鋼機名古屋公会堂 大ホール

(3) 被表彰者には、表彰状及び記念品を贈ります。

8 提出・問い合わせ先

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市経済局産業労働部労働企画課

電話：052-972-3146 ファックス：052-972-4129

メール：a3145@keizai.city.nagoya.lg.jp